

令和6年7月30日

質問書に対する回答

質問のあった事項について、次のとおり回答します。

	質問事項	回答
1	資料2 仕様書(案) 第1章 総則 5 一般事項 総括責任者、業務責任者、業務従事者の配置場所について場所に関する条件の記載がありませんが、県内に在住していなくても構わないという認識でよろしいでしょうか。	業務従事者等の配置場所に関する条件はありませんが、プレゼンテーションの審査項目「5 不具合等発生時の対応」及び「6 業務フロー」において評価の要素になると考えています。
2	資料2 仕様書(案) 第1章 総則 17 修繕業務(1) ②対象範囲 130万円以下の工事、50万円以下の修繕とありますが、貴市の工事と修繕の定義についてご教示ください。	工事は、対象物の製造、改造、移転及び除却を行うものであり、一般的にその本体の使用価値や効用を増加させるものです。 一方、修繕は、対象物の修理・補修及び部品の取り替えを行うものであり、一般的にその本体の維持管理や原状復旧を目的とし、価値又は効用の減少を防ぐものです。 なお、上記に示す修繕に該当するものであっても、対象物が施設やそれに付属する設備等であり、50万円を超える場合には、工事として取り扱います。

3	<p>資料2 仕様書(案) 第1章 総則 17 修繕業務(1) ②対象範囲 施設に配置している教育備品、事務備品、小規模家電等は対象外とありますが、対象となる備品はありますか。あれば、備品リストの開示をお願いします。</p>	<p>備品の修繕対象の適否は受託者と協議の上で決定しますが、施設に付随する備品であれば、修繕の対象となります。 「資料4 修繕実績一覧」を参考にしてください。</p>
4	<p>資料2 仕様書(案) 第1章 総則 17 修繕業務(1) ④費用 修繕業務費には受託者の設計、監督および監理等に係る社内経費を加算しないものとするがありますが、受託者が修繕業務実施事業者となる場合の考え方についてご教示ください。</p>	<p>「仕様書(案)」中「17 修繕業務(1) ④」及び「22 市内事業者の活用及び育成」のとおり、修繕業務実施事業者の選定にあたっては、費用低減のため、一定の競争性を確保するとともに、市内事業者を最大限活用することを原則としています。 これらを踏まえたうえで、受託者が修繕業務実施事業者となる場合には、設計、監督、監理等の社内経費を含めて積算しても構いません。</p>
5	<p>資料2 仕様書(案) 第1章 総則 19 報告書の提出(2) ① 実施した日から10日以内に総括監督職員に提出とありますが、実施＝修繕完了確認日、10日以内＝土日及び祝祭日及び年末年始を除いた10日以内と読み替えてもよろしいでしょうか。</p>	<p>質問内容のとおり読み替えてください。</p>

担当：氷見市総務部財務課

氏名：幸塚 賢英

電話番号：0766-74-8015